

返戻金制度について

弊社の紹介により就業したスタッフが、本人及び弊社の責めに帰すべき事由により就業後60日以内に退職した場合は、人材紹介手数料を下記規定に基づいて返金いたします。

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、弊社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

【返戻金規定】

退職時期	返戻金の割合
入職後14日以内	人材紹介料の90%
入職後30日以内	人材紹介料の80%
入職後60日以内	人材紹介料の50%

※紹介予定派遣の場合は、この規定は適用いたしません

事業所名：ウィーメックス株式会社

2026 年 4 月 1 日